

令和6年度 第2回 島田市水道料金等審議会 議事録

日時 令和7年3月25日(火) 午後1時30分～3時30分
場所 島田市役所第三委員会室
出席者 審議委員(9名)、水道課(4名)、大場上下水道設計(2名)

審議内容

1. 令和3年度 答申書について
2. 水道料金の体系について
3. 有収水量と給水収益の状況について
4. 財政収支の見通しについて

□ 開会

□ 審議(令和3年度 答申書について)

事務局

資料1を用いて令和3年度 答申書についての説明。

□ 質疑(令和3年度 答申書について)

質問:副会長

大口径の契約者の基本料金が、前回および今後2回の合計3回の改定で段階的に直径比率から断面積比率へ移行するというのは、すでに決まっているということでしょうか。

回答:事務局

はい。

前回改定時に、大口径の契約者は段階的に料金改定をすることに決定しておりますので、今回の審議で料金改定をしないという結論に至った場合でも、大口径の契約者については料金を上げさせていただく予定です。

質問:副会長

金額が決まっているのでしょうか。

回答:事務局

金額自体を決めているわけではありません。第1段階の改定を令和5年4月に行いましたので、あと2回に分けて断面積比率に合わせていきたいと思っております。大口径の契約者は急激に金額が上がってしまうので、段階的に金額を上げるという措置をとっています。

会長

島田市の水道料金のうち特にφ100やφ150の基本料金は、近隣市町村に比べて非常に安価であるという実態があります。ここを上げていくということが今回の審議会でも一つの重要な項目になると思います。具体的な金額は今後の改定率や体系に関する議論を経て決まっていくことですが、現状として

大口径の契約者の料金が低い水準にあるということは、委員の私たちは認識しておくことが大事だと思います。

□ 審議（水道料金の体系について）

事務局

資料1を用いて水道料金の体系についての説明。

意見：会長

基本料金ですが、現在は13mmと20mmが同一の基本料金を採用していますが、若干でもきちんと分けてみたらどうでしょうか。

一般家庭というくくりで13mmと20mmを一緒にしていますが、一般家庭と言ってもいろいろな家庭事情があると思います。13mmと20mmで施設等の共有部分への費用負担にどの程度差が出るかは微妙なところかと思いますが、厳密に考えて若干でも金額の差を設けてもよいのではないのでしょうか。今後の体系作りに影響してくるのではないかと思います。

意見：委員E

会長のおっしゃるとおり、口径断面積比率という公平性の観点からすると、確かに断面積の差があるということでそれがいいと私も思いました。

一方で、自分の家を建てる立場にあってメーターの口径を13mmと20mmで選択できる方もいれば、賃貸借でその選択権がない方も多いのかなというふうに思います。私としては、ある程度の範囲で13mmと20mmが一緒であってもいいのではないのかなという認識を持っています。

意見：委員D

冒頭に大口径契約者の料金水準が他の事業体と比べても低いため料金を上げていくという説明がありましたが、利用者の85%を13mmと20mmが占めているとのこと。この85%を占めている部分の料金も考えていかないと、大口径契約者のところで料金収入を増やすというところが少し苦しいのではないかと思います。

85%を占めている一般家庭で、皆さん大変なところはあると思いますが、13mmと20mmを分けるということも含めて、見直す必要があるかなと思います。

意見：会長

もし13mmと20mmを分けるとなると、13mmの料金を若干低くすることになるかと思いますが、13mmの件数はとても多いのでその基本料金から得られる収入が減少し、その分のしわ寄せが他の口径にくるのではないかと思います。

13mmと20mmをひとくくりしているのは島田市のひとつの特徴であり、メリット・デメリットの両面があるかと思いますが、この点については、次回以降へ持ち越しでよろしいでしょうか。

回答：事務局

委員Dのお話でありましたように、13mmと20mmの占める割合がかなり多いという実態があります。今までは一般家庭に負担がかからないように13mmと

20mmの基本料金を同一にしていたという経緯がありますが、今回、こういったご意見がありましたので、これは次回以降の審議会で料金体系等の見直し案を提示できればと思っております。それを以て皆さんに議論していただければと思います。お願いいたします。

□ **審議（有収水量と給水収益の状況について）**

事務局

資料1を用いて有収水量と給水収益の状況についての説明。

□ **質疑（有収水量と給水収益の状況について）**

質問：委員F

13mmと20mmは一般家庭だと思のですが、注文住宅や大きい家は20mmなどといった、何か違いはあるのでしょうか。

藤枝市の事例が記載されていましたが、同じ島田市内でも大井上水の料金体系も違うものですので、近隣の市の事例があると判断しやすいと思いました。

回答：事務局

13mmと20mmの違いですが、設置する方の判断となっております。一般家庭は大体13mmと20mmになるかと思えます。

近隣市の料金体系につきましては、次回以降も資料をつけて見比べていただけるようにしたいと思います。

回答：事務局

補足でよろしいでしょうか。

最近の申請では、集合住宅が13mm、一般住宅が20mmというケースが多くなっています。

質問：委員D

P.18のグラフの見方ですが、13mmと20mmが多いので、ここの料金を改定することで上がるか下がるかは分かりませんが、給水収益に影響が大きく出ると見ればいいですか。

回答：事務局

P.18は給水件数のグラフになっておりまして、使用量が0～20m³の人が32%を占めるというグラフになっています。P.20は給水収益のグラフになっており、給水件数だと32%を占めていた部分が給水収益では12%となっており、その違いを表しています。

質問：委員D

少量使用者は別として、緑と青の13mmと20mmが多いので、給水収益に影響が大きく出るということよろしいですか。

回答：事務局

ご理解のとおりです。

意見：委員D

最近の住宅は節水型になっていますし、核家族化で世帯の人数も少なく同時に使うことも減ってきており、一般家庭でも13mmで十分使えると思います。

13mmか20mmか選ぶことができるのですが、料金が安いから13mmを選ぶとか、同じなら20mmでいいかなという判断になると思うので、差をつけた方がいいかなと思います。

質問：委員E

P. 19の資料ですが、島田市の料金体系はシンプルで分かりやすいイメージです。基本料金が口径ごとにあって、使った量によって水道料金が加算しているという非常にシンプルな体系です。10m3を超える水量が143円に対して、10m3までが22円というところが特徴的なのかなと思います。1人世帯の方とか少量使用者に配慮した料金設定に感じるのですが、何か背景があるのでしょうか。

回答：事務局

そのご質問につきましては、昔まで遡って回答する必要があるかと思いません。本日手元にあるのは平成27年の料金体系ですが、その時も10m3までは料金を安く設定しているといえます。その以前につきましては手元に資料がありませんが、おそらくは使う量が少ない契約者に配慮して10m3までは差をつけていると考えています。

回答：大場上下水道設計

補足説明です。

かつて10m3の基本水量が存在していたものを廃止した代わりに、10m3までを安い料金体系で設定したというようなイメージでいただければいいかと思います。

また、先ほど話題に上がりました13mmと20mmの基本料金を同一にしている件に関しまして、これは前回の料金改定の際に新しく導入された仕組みで、それまでは13mmと20mmで別の料金体系でした。前回もいろいろな議論がされましたが、簡単に説明しますと、13mmと20mmのほとんどを一般家庭が占めています。かつては13mmが主流でしたが、時代が変わって一戸建てでも20mmをつける家庭が増えてきました。使用者の選択でもありますが、時代の背景もあります。前回、主に家庭で使っているという大きいくくりで考えて、13mmと20mmはあえて分けなくてよいのではないかという意見が出まして、議論の上、最終的に統一したという背景があります。

今回、その考え方を必ずしも踏襲しなければならないということはありませんが、念のため補足説明させていただきます。

質問：副会長

前回までは13mmから25mmまでは同じ料金だったと認識しています。令和5年の改定から25mmは料金が上がっているのですが、改定後に不満等の声は上がらなかったのでしょうか。

回答：事務局

25mmの契約者の料金の上り幅が大きいという認識がありました。25mmというと介護施設などが多いものですから、令和5年4月の値上げの前にそういった施設に出向いて説明をさせていただきました。説明をさせていただいたことがよかったのかは分かりませんが、苦情は特に寄せられず、理解を得られたと思っております。

ただ、こうした苦情が出にくかった背景としまして、電気料金の上がり幅が大きかったため、それに隠れてしまったというところはあるかもしれません。しかし、丁寧に説明をさせていただいて、理解していただいたものと思っております。

意見：副会長

P.7の説明で、基本水量制が節水意識を阻害していると言われていたと書かれていますが、今の従量料金22円では抑止力がないのかなど。今回の見直しの中で上げてもいいのではないかというのが今の意見です。

□ 審議（財政収支の見通しについて）

事務局

資料1、資料2を用いて財政収支の見通しについての説明。

□ 質疑（財政収支の見通しについて）

質問：委員F

資料2の収益的収支の支出について、人件費や動力費等がありますが、こちらの将来のかかる費用についての考え方を教えていただきたいです。

また、資本的収支の建設改良費について、どのような更新事業や耐震化の取り組みを考えているか教えていただきたいです。

回答：事務局

人件費につきましては、人事院勧告で令和6年度の国家公務員の給与が平均3.0%引き上げとありました。今後も継続的に3.0%ずつ上がっていくかはもちろん分からないのですが、それを想定した数字で設定しています。

動力費につきましては、国の補助金が有無等によって人件費以上に見通せない部分があるのですが、過去の令和5年度までの実績値をもとに、毎年3.0%ずつ上昇するものと仮定して、今回算定をしております。

また、資本的収支の建設改良費についてですが、資料2の資金残高を見ていただくと、令和4年度が13億4178万円とあります。令和5年度が14億3334万円と、料金改定により1億円弱増えています。次に資本的収支の建設改良費のところを見ていただきますと、令和7年度以降は毎年6億円程度を確保しており、令和5年度の実績より1億円程度の増額をしています。建設改良費があまり増えていないという印象を受けるかもしれませんが、事務局として

は、料金改定により生じた余力を建設改良費に適切に振っているという考えです。

回答：事務局

建設改良費につきましては、水道事業の経営戦略で計画を立ており、管路にどれくらい、施設にどれくらいというような見込みを立てて、この財政計画を作っています。令和7年度は建設改良費を5億8,960万の予算を投下して改良工事を行う見込みです。

質問：委員F

管路耐震化率の計画値は今日この場では分かりませんか。

回答：事務局

各年度に耐震化する管路延長は具体的に定めておりませんので、耐震化率についてもはっきりとは申し上げられません。

参考になればというところですか、管路更新率という指標があります。あまり高くないので大きな声で言えるようなものではありませんが、令和5年度には1,895mの管路を更新しましたが、それによって更新した割合は管路全体の0.45%となっております。令和5年度は管路を含む建設改良費全体で約4億4200万円投資をして0.45%です。年間ではそれぐらいが更新を見込める延長ではないかと思っております。

質問：委員F

企業債利率の設定が分かれば教えてください。

回答：事務局

今回、企業債利率は2.5%で設定しています。ちなみに今年度3月末日に企業債を借りるのですが、その利率は2.0%でした。社会情勢でどうなっていくか見通せない部分ではありますが、2.5%で設定しています。

質問：委員E

資料2について、令和11年度、14年度、16年度に、受水費や動力費・委託料等が大きく変動をしている箇所が見受けられます。島田市水道課として大きな変化や予定している事業等があれば教えてください。

回答：事務局

受水費に関しまして、令和11年度と14年度に大きな変動があります。これは大井川広域水道企業団から購入している水のことです。令和11年度に予定している料金改定によって受水費が増加しています。それから令和14年度は、稲荷浄水場の廃止により受水量がさらに増えるということで受水費が増加しています。

また令和14年度は、稲荷浄水場の廃止により受水費が増える代わりに浄水場維持管理に係る委託料が減少する見込みになっています。

質問：委員D

稲荷浄水場の廃止というのは、方向性の話で決まった話ではないのでしょうか。

回答：事務局

廃止ということを議会の方で報告させていただいていますので、そちらの方向で検討しています。

質問：委員D

P.24のCase-2について、令和9年度と13年度に4%ずつ改定すると、8%の改定ということと同じですか。

回答：事務局

4%上がった料金に対して4%の改定になりますので、8%より大きくなります。

質問：委員D

料金収入と支出の棒グラフについて、料金改定をしないと経営が逼迫するということだと思のですが、支出の上がり方(傾き)は島田市上水道事業に限らず、他事業体も同様ということで理解すればよろしいですか。

回答：事務局

他事業体と比べたことはありませんのではっきりしたことは言えませんが、人件費で3%、動力費も3%ずつの増加を見込んでいます。実際にこうなるかは分かりませんが、現時点で見込めるものは見込んで、棒グラフを描いています。

□ 審議（料金改定の必要性について）

会長

島田市の水道事業で今回の審議会での料金改定を行った方がよいのかどうか、皆様のご意見を伺ってまいります。お一人ずつ順番にお話ししていただきたいと思います。

意見：委員F

経費が増大し、赤字が増えるというのはやむを得ない事情であり、全国的に同じ状況だと思いますので、今のままでは破綻するということを理解できました。料金改定はやむを得ないかと思えます。

意見：委員E

稲荷浄水場を廃止し受水量を増やすということは、浄水場を更新していくよりも有用であるという経営判断をされたうえでこういった試算がされていることは間違いないと思います。料金改定については、収支のバランスを見てもやむを得ないことなのかなと思います。

意見：委員D

料金改定については慎重に議論させていただいて、やむを得ないかなというふうに思います。

意見：委員G

料金改定については賛成です。

ただ、いきなり8%というのは…今いろいろと値上がりがある時代ですので、最初は改定率を低く設定する方向でお願いしたいと思います。

意見：委員C

将来の子どもたちのためにも、料金改定については賛成です。

検討ケース1~4が分かりやすく、参考になりました。

意見：委員B

料金改定は致し方ないと思います。

ただ、P.26のケース4で10%上げたとしても内部留保資金が徐々に下がっていくというところが気になることです。いずれこの折れ線グラフがある程度下がってきたところでまた大きな料金改定をしなければいけないのかなと思います。特に埼玉の道路陥没事故のようなことがあると、十分に検討してもらいたいという気持ちがあるので、10%ぐらいは致し方ないと感じています。

意見：委員H

内部留保資金が年々減ってくる中で、改定案は別として、仕方がないかなと思っています。上げることについては賛成です。

意見：副会長

財政収支の見通しの説明を受けまして、料金を上げないという選択肢はないかなと思います。

私も商工会議所の立場からすると、おそらく会員の企業からは上げないでほしいという声が出ると思いますが、一方で安定的な水の供給、それから施設が老朽化して事故が起こるようでは困りますので、一定の上げ幅は仕方ないと思います。上げ幅を下げるという選択肢もあるかもしれませんが、次の段階で大幅に上げるようでは困りますので、前回は8.1%ということで今回も8%ぐらいが妥当なのかなというのが今の感想です。

最初に説明のあった基本料金や従量料金については、公平感のある改定にしていきたいと思いますので、今後の議論をよろしくお願いします。

意見：会長

P.23の料金を据え置いた場合のグラフを見ますと、令和11年度には収入より支出が上回り赤字経営に陥ってしまうこと、令和13年度には目標である内部留保資金の5億円を下回ってしまうことから、改定の必要性はあるかと思えます。

前回答申の確認にもありました大口径契約者の基本料金の見直しも島田市としてはやっていかなければならない事柄として、次回からの料金体系を考えてまいりたいと思います。

会長

全員が料金改定の必要ありという認識を確認いたしました。事務局の方で様々な意見を反映し、次回の資料を作っていただきたいと思います。

□ その他

質問：委員F

島田市の水道料金の水準がどれぐらいなのか、全国平均や近隣事業体の資料があれば分かりやすいと思います。

回答：事務局

水道料金の比較については、前回の資料のP.9に静岡県内の水道料金の比較があります。P.8にも近隣事業体の料金体系の比較がありますので、参考にいただければと思います。

他にも必要な資料があれば、次回以降、準備させていただきます。

会長

市町によって背景が違いますので、どこに着目するかによって順位が変わってくるかと思います。

質問：委員H

P.15に全国的に「逡増制」から「単一制」へ変更する傾向にある中で、御前崎市が「単一制」から「逡増制」へ変更した理由が分かりましたら教えてください。

回答：事務局

御前崎市水道課に聞いてみたところ、当時の担当者は異動されておりましたが、現職員のお話ですと、一般家庭料金の負担軽減効果を狙ったのではないかとのことでした。一般家庭より多くの水を使う事業者に料金の負担していただくことを狙いとされているとのことでした。

□ 閉会

事務局

皆様、本日はありがとうございます。次回の日程は改めて文書にて通知させていただきますが、予定を開けておいていただければと思います。

第3回日程 令和7年6月12日（木）14時00分

以上をもちまして、第2回目の島田市水道料金等審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。